平成２２年（フ）第４６７号
愛媛県松山市浅海原甲548番地２
債務者　松下　義清
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第２２号
高知県高岡郡越知町柴尾974番地
債務者　織田　裕一
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第１２７号
福岡県飯塚市東徳前23番26号
債務者　坂本　浩一
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１２２号
佐賀県佐賀市田代２丁目10番８号
債務者　末次　正治
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９０号
佐賀県小城市牛津町乙柳881番地10
債務者　下川　秀作
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３９号
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝1398番地１
債務者　馬籠　幸子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４７号
佐賀県小城市小城町池上5123番地
債務者　加藤　愛佳
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５８号
佐賀県佐賀市田代１丁目１番５―305号
債務者　田中　照子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１７９号
佐賀県伊万里市二里町八谷搦1112番地
債務者　中山富久美
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１８０号
佐賀県杵島郡大町町大字福母2132番地３
債務者　田代　理恵
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１８１号
佐賀県杵島郡大町町大字福母2132番地３
債務者　田代　晃一
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１９３号
佐賀県伊万里市新天町466番地５
債務者　犬塚美貴子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第６２３号
熊本市若葉５丁目18番56号、住民票上の住所
茨城県龍ヶ崎市久保台４丁目１番地10　２―306
債務者　米澤　　貢
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６９０号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目１番18号
債務者　髙稲　啓子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６９３号
熊本県宇土市新小路町94番地４
債務者　曽山百自子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７５３号
熊本県菊池郡大津町大字矢護川3627番地
債務者　村山　主計
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３６８号
宮崎市大字恒久940番地　バンベールハウスＡ棟101号、前住所東京都江東区大島８丁目39番22―534号
債務者　久米　　久
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３８７号
宮崎市江平東１丁目８番39号　宮崎ナガツマンション403号
債務者　岩田　裕美
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
宮崎地方裁判所破産係